

Ⅱ 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報取扱事務の届出状況

個人情報を取り扱う事務の実施機関別の届出状況は、表1のとおりです。

表1

(単位：件)

実施機関		届出件数			現在数
		開始	変更	廃止	
市 長	会 計 室	0	0	0	1
	市 長 室	1	0	0	12
	総 務 企 画 局	1	1	0	8
	財 政 局	0	25	0	25
	市 民 局	6	4	4	58
	こ ども 未 来 局	5	22	2	70
	保 健 福 祉 局	4	48	3	191
	環 境 局	1	11	1	50
	経 済 観 光 文 化 局	3	7	6	31
	農 林 水 産 局	3	7	1	30
	住 宅 都 市 局	2	17	0	86
	道 路 下 水 道 局	0	19	0	44
	港 湾 空 港 局	4	5	3	17
	区 役 所	1	0	0	6
	小 計	31	166	20	629
議 長	0	0	0	2	
教 育 委 員 会	2	7	0	46	
選挙管理委員会(市・各区)	0	0	0	66	
人 事 委 員 会	0	0	0	0	
監 査 委 員	0	0	0	1	
農 業 委 員 会	0	1	0	4	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	1	
公営企業 管 理 者	水 道 局	0	2	0	13
	交 通 局	0	0	0	6
消防長	消 防 局	0	5	0	31
地方独立行政法人福岡市立病院機構		0	0	0	1
福 岡 市 住 宅 供 給 公 社		0	1	0	6
福 岡 市 土 地 開 発 公 社		0	2	0	2
合 計		33	184	20	808

備考 現在数とは、平成29年3月31日現在の取扱件数をいう。

2 保有個人情報の開示の請求等の状況

(1) 保有個人情報の開示の請求

保有個人情報開示の請求件数とその処理状況は、**表2**のとおりです。

表2

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況								
		開 示	一部 開示	非 開 示			却下	期間 延長	期限の 特例	取下げ
				非開示 情 報	不 存 在	存 否 応 答 拒 否				
27	420	214	109	1	104	0	0	25	1	15
28	430	203	140	3	91	0	12	42	0	9

備考

1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の件数の合計は一致しません。

(2) 保有個人情報の訂正の請求

保有個人情報訂正の請求件数とその処理状況は、**表3**のとおりです。

表3

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況				
		訂正	一部訂正	訂正拒否	却下	取下げ
27	5	0	0	5	0	0
28	0	0	0	0	0	0

(3) 保有個人情報の利用停止の請求

保有個人情報利用停止の請求件数とその処理状況は、**表4**のとおりです。

表4

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況				
		利用の停止	消去	提供の停止	利用停止拒否	取下げ
27	0	0	0	0	0	0
28	0	0	0	0	0	0

3 実施機関別の保有個人情報の開示の請求件数及びその処理状況

実施機関別の請求件数は、表5のとおりです。

表5

(単位：件)

実施機関		請求件数		処 理 状 況						
		27	28	開示	一部 開示	非 開 示			却下	取下 げ
						非開示 情報	不存 在	存否 応答 拒否		
市 長	会 計 室	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市 長 室	1	2	2	0	0	0	0	0	0
	総務企画局	5	2	0	1	0	1	0	1	0
	財 政 局	10	7	4	0	0	2	0	1	0
	市 民 局	14	10	5	3	0	1	0	1	0
	こども未来局	2	6	1	4	1	2	0	0	0
	保健福祉局	14	29	11	10	0	8	0	2	0
	環 境 局	0	2	1	1	0	0	0	0	0
	経済観光文化局	0	6	1	4	0	3	0	0	0
	農林水産局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅都市局	5	10	6	4	0	4	0	0	0
	道路下水道局	6	3	0	3	0	0	0	0	0
	港湾空港局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 役 所	275	267	102	99	2	66	0	6	8
小 計	331	344	133	129	3	87	0	11	8	
議 長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教 育 委 員 会	6	13	5	4	0	4	0	1	0	
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人 事 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公 営 企 業 管 理 者	水道局	4	0	0	0	0	0	0	0	0
	交通局	47	48	47	0	0	0	0	0	1
消 防 長	28	22	17	5	0	0	0	0	0	
地方独立行政法人 福岡市立病院機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福岡市住宅供給公社	3	2	0	2	0	0	0	0	0	
福岡市土地開発公社	1	1	1	0	0	0	0	0	0	
市 長 以 外 小 計	89	86	70	11	0	4	0	1	1	
合 計	420	430	203	140	3	91	0	12	9	

備考

1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の件数の合計は一致しません。

4 保有個人情報の複写の状況及びその費用の徴収状況

保有個人情報の複写の状況及びその費用の徴収状況は表6のとおりです。

表6

区 分		27年度		28年度	
		数 量	金 額	数 量	金 額
用紙	モノクロ	4,157枚	41,570円	2,640枚	26,400円
	カラー	447枚	13,410円	175枚	5,250円
写真フィルム (印画紙に印画したもの)		0枚	0円	0枚	0円
スライド (印画紙に印画したもの)		0枚	0円	0枚	0円
CD-R		0枚	0円	0枚	0円
DVD-R		0枚	0円	0枚	0円
録音カセットテープ		0巻	0円	0巻	0円
ビデオカセットテープ		0巻	0円	0巻	0円
総 計			54,980円		31,650円

備考

用紙に複写する場合 モノクロ1枚(片面)10円, カラー1枚(片面)30円,
 写真フィルム1枚30円, スライド1枚80円,
 CD-R1枚70円, DVD-R1枚120円, 録音カセットテープ1巻170円, ビデオカセット
 テープ1巻170円。

5 不服申立ての件数及びその処理状況

保有個人情報の開示，訂正又は利用停止の請求に対する実施機関の決定や，不作為について不服がある者は，行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

平成28年度の不服申立ての件数と平成28年度の処理状況は，表7のとおりです。

表7

(単位：件)

区 分	件数	処 理 状 況					
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	継続審議
平成26年度の申立て分	7	0	1	6	0	0	0
平成27年度の申立て分	11	0	1	5	0	1	4
平成28年度の申立て分	7	1	0	0	0	0	6
合 計	25	1	2	11	0	1	10

6 個人情報保護審議会への諮問等の状況

個人情報保護審議会は、

- ① 個人情報の取扱いについて意見を述べ、
- ② 必要に応じて保有個人情報の維持管理に関する措置について報告を求め、及び意見を述べ、
- ③ 諮問された審査請求事案について審議し、
- ④ 個人情報保護制度の運用に関する重要事項について、諮問に応じて答申し、及び建議することができます。

【福岡市個人情報保護条例第56条第2項】

③について、

平成28年度及び過年度分の不服申立てで、平成28年度に審議会で処理したもの等の概要は表8のとおりです。

表8

諮問の概要 (諮問第83号)	③不服申立て事案についての諮問 ----- 建築指導課からの文書に記載されている『東、西、及び南面については、土羽の高さ1メートル以内』であった旨の情報に関する、保有個人情報訂正請求の却下
実施機関	福岡市住宅供給公社（保全課）
却下年月日	平成26年8月1日
却下理由	訂正請求に係る情報の内容では個人を特定できないため、個人情報に該当しない。 個人情報に該当しなければ訂正請求の対象とならない。
不服申立て年月日	平成26年8月31日
諮問年月日	平成26年9月25日
答申年月日	平成28年4月13日
答申内容	実施機関が行った訂正拒否決定処分は、結論において妥当である。
裁決・決定年月日	平成28年5月13日
裁決・決定内容	棄却（答申どおり）

諮 問 の 概 要 (諮問第84号)	③不服申立て事案についての諮問
	「住宅供給公社からの文書に記載されている『土羽の高さ1メートル以内』であった旨の情報」に関する、保有個人情報訂正請求の却下
実 施 機 関	福岡市住宅供給公社（保全課）
却 下 年 月 日	平成26年8月1日
却 下 理 由	訂正請求に係る情報の内容では個人を特定できないため、個人情報に該当しない。 個人情報に該当しなければ訂正請求の対象とならない。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成26年8月31日
諮 問 年 月 日	平成26年9月25日
答 申 年 月 日	平成28年4月13日
答 申 内 容	実施機関が行った訂正拒否決定処分は、結論において妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成28年5月13日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却（答申どおり）

諮 問 の 概 要 (諮問第86号)	③不服申立て事案についての諮問
	措置診察・入院関係書類
実 施 機 関	福岡市長（保健福祉局健康医療部保健予防課）
決 定 年 月 日	平成26年10月8日
非 開 示 理 由	第20条第1号，第2号，第6号 ・開示することで，本人の病状に悪影響を及ぼすおそれがあるため ・開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため ・本人に開示することを前提としていない，本人に関する所見等の記録であり，開示することにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成26年12月3日
諮 問 年 月 日	平成26年12月25日
答 申 年 月 日	平成28年8月18日
答 申 内 容	実施機関が行った一部開示決定処分は妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成28年9月13日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却（答申どおり）

諮 問 の 概 要 (諮問第87号)	③不服申立て事案についての諮問
	医療保護入院関係書類, 退院・処遇改善に関する書類
実 施 機 関	福岡市長 (保健福祉局健康医療部精神保健福祉センター)
決 定 年 月 日	平成26年10月8日
非 開 示 理 由	第20条第1号, 第6号, 第7号 ・開示することにより, 生命, 身体, 健康, 生活又は財産を侵害するおそれがあるため。 ・当該事務または事業の性質上, 当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 ・法律上従う義務を負う国等の機関の指示により, 開示することができないと認められる情報のため。 ・文書が存在していないため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成26年12月3日
諮 問 年 月 日	平成26年12月25日
答 申 年 月 日	平成28年8月18日
答 申 内 容	実施機関が行った一部開示決定処分及び非開示決定処分後, 再検討した結果, 実施機関がなお非開示とすべきとしている部分のうち, 次の部分については, 開示することが妥当である。(「次の部分」は省略)
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成28年9月16日
裁 決 ・ 決 定 内 容	答申にて開示が妥当とされた部分を開示し, その余を棄却する。(答申どおり)

諮 問 の 概 要 (諮問第88号)	③不服申立て事案についての諮問
	ケース記録 (厚生障害年金関係の記述部分)
実 施 機 関	福岡市長 (博多区保健福祉センター保護第1課)
決 定 年 月 日	平成26年11月19日
非 開 示 理 由	当該文書を作成していない。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成26年12月3日
諮 問 年 月 日	平成26年12月25日
答 申 年 月 日	平成28年12月1日
答 申 内 容	実施機関が保有していないことを理由に行った非開示決定処分は, 妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成28年12月28日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却 (答申どおり)

諮問の概要 (諮問第89号)	③不服申立て事案についての諮問
	学校納入金返金分について、学校の金庫に保管されていたことを証明する文書及び銀行口座への入金に変更した根拠となる文書
実施機関	教育委員会（指導部学校指導課）
決定年月日	平成26年12月22日
非開示理由	文書が存在しないため。
不服申立て年月日	平成26年12月25日
諮問年月日	平成27年1月20日
答申年月日	平成29年1月16日
答申内容	実施機関が保有していないことを理由に行った非開示決定処分は、妥当である。
裁決・決定年月日	平成29年2月9日
裁決・決定内容	棄却（答申どおり）

諮問の概要 (諮問第90号)	③不服申立て事案についての諮問
	「保有個人情報一部開示決定通知書の、開示しない部分の概要及び理由」に関する、保有個人情報訂正請求の却下
実施機関	福岡市長（東区保健福祉センター子育て支援課）
却下年月日	平成26年12月24日
却下理由	本人が訂正を求める内容については、本請求者の保有個人情報開示請求に対して、実施機関が開示しない部分の概要と理由を説明した文言であり、本請求者の個人情報とはいえないことから請求権が認められない。
不服申立て年月日	平成27年2月12日
諮問年月日	平成27年3月9日
答申年月日	平成29年3月21日
答申内容	実施機関が行った訂正拒否決定処分は、結論において妥当である。
裁決・決定年月日	平成29年3月31日
裁決・決定内容	棄却（答申どおり）

諮 問 の 概 要 (諮問第94号)	③不服申立て事案についての諮問
	保有個人情報、訂正決定以前に訂正されなかった根拠となる文書
実 施 機 関	教育委員会（教育支援部健康教育課）
決 定 年 月 日	平成27年3月26日
非 開 示 理 由	文書が存在しないため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成27年4月12日
諮 問 年 月 日	平成27年5月13日
答 申 年 月 日	平成29年1月16日
答 申 内 容	実施機関が保有していないことを理由に行った非開示決定処分は、妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成29年2月9日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却（答申どおり）

諮 問 の 概 要 (諮問第95号)	③不服申立て事案についての諮問
	子の長期欠席について、学校から市教育委員会へ報告している「欠席事由」が確認できるもの
実 施 機 関	教育委員会（指導部学校指導課）
決 定 年 月 日	平成27年3月27日
非 開 示 理 由	開示請求者の子以外の個人に関する情報であるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成27年4月12日
諮 問 年 月 日	平成27年5月13日
答 申 年 月 日	平成29年1月16日
答 申 内 容	実施機関が行った一部開示決定処分のうち、「校長所見」欄については開示することが妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成29年2月9日
裁 決 ・ 決 定 内 容	保有個人情報一部開示決定処分により非開示とした部分のうち、校長所見の部分を開示し、その余を棄却する。（答申どおり）

諮問の概要 (諮問第98号)	③不服申立て事案についての諮問
	「給与支払報告書（特別徴収）に係る給与所得異動届出書の異動事由欄」の訂正請求
実施機関	福岡市長（財政局税務部法人税務課）
決定年月日	平成27年3月23日
訂正拒否理由	税の賦課徴収上必要でない退職等に至る経緯等の提出を求めるものではなく、異動事由欄の内容は現状で充足されているため。
不服申立て年月日	平成27年5月21日
諮問年月日	平成27年6月12日
答申年月日	—
答申内容	(審議中)
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (諮問第99号)	③不服申立て事案についての諮問
	『「長期欠席児童・生徒調査 1～3月」中の表A・表B・表Cの記載』の訂正請求
実施機関	教育委員会（指導部学校指導課）
決定年月日	平成27年5月14日
訂正拒否理由	本生徒の欠席理由は、文部科学省の定義による「不登校」に該当しないため。
不服申立て年月日	平成27年6月8日
諮問年月日	平成27年7月8日
答申年月日	平成29年1月16日
答申内容	実施機関が行った訂正拒否決定処分は妥当である。
裁決・決定年月日	平成29年2月9日
裁決・決定内容	棄却（答申どおり）

諮問の概要 (諮問第100号)	③不服申立て事案についての諮問
	火災原因調査報告書
実施機関	福岡市長（消防局予防部予防課）
決定年月日	平成27年4月16日
非開示理由	第20条第2号, 第4号 ・個人の権利, 利益を害するおそれがあるため。 ・捜査に支障を及ぼすおそれがあるため。
不服申立て年月日	平成27年6月19日
諮問年月日	平成27年7月13日
答申年月日	—
答申内容	(審議中)
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (諮問第103号)	③不服申立て事案についての諮問
	生活保護に関する一切の文書
実施機関	福岡市長（早良区保健福祉センター保護課）
決定年月日	平成27年3月31日
非開示理由	第20条第2号, 第6号 ・特定の個人を識別でき, その者のプライバシーを侵すおそれがある。 ・行政運営情報で, 事務の適切な執行に支障が生じる恐れがある。
不服申立て年月日	平成27年8月18日
諮問年月日	平成27年9月14日
答申年月日	—
答申内容	(審議中)
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (諮問第107号)	③不服申立て事案についての諮問
	「保有個人情報訂正決定通知書」の「保有個人情報の訂正の内容」欄の訂正請求
実施機関	教育委員会（教育支援部健康教育課）
決定年月日	平成27年10月15日
訂正拒否理由	当該記載は、保有個人情報の訂正内容をそのままの表現で記載したものであり、当該記載のみを訂正することはできない。
不服申立て年月日	平成27年11月5日
諮問年月日	平成27年11月24日
答申年月日	平成29年1月16日
答申内容	実施機関が行った訂正拒否決定処分は妥当である。
裁決・決定年月日	平成29年2月9日
裁決・決定内容	棄却（答申どおり）

諮問の概要 (諮問第108号)	③不服申立て事案についての諮問
	児童扶養手当受給資格者名簿の「支給対象児童」欄に長男が記載されていない根拠となる文書
実施機関	福岡市長（東区保健福祉センター子育て支援課）
決定年月日	平成27年10月27日
非開示理由	保有個人情報を保有していない。
不服申立て年月日	平成27年11月12日
諮問年月日	平成27年12月9日
答申年月日	平成29年3月21日
答申内容	実施機関が保有していないことを理由に行った非開示決定処分は、妥当である。
裁決・決定年月日	平成29年3月31日
裁決・決定内容	棄却（答申どおり）

諮問の概要 (諮問第109号)	③不服申立て事案についての諮問
	『『児童扶養手当支給停止処分一部取消通知書』に係る決裁文書の『起案の趣旨等』』の訂正請求
実施機関	福岡市長（東区保健福祉センター子育て支援課）
決定年月日	平成27年12月28日
訂正拒否理由	当該決裁文書の該当部分は、錯誤の概要を記述しているものであり、事実との相違はなく、訂正すべきものはない。
不服申立て年月日	平成28年1月6日
諮問年月日	平成28年1月15日
答申年月日	平成29年3月21日
答申内容	実施機関が行った訂正拒否決定処分は妥当である。
裁決・決定年月日	平成29年3月31日
裁決・決定内容	棄却（答申どおり）

諮問の概要 (諮問第111号)	③不服申立て事案についての諮問
	「国民健康保険手続時の事業所記載情報」の訂正請求
実施機関	福岡市長（早良区市民部保険年金課）
決定年月日	平成28年2月29日
訂正拒否理由	保有個人情報の利用目的に照らして、訂正する必要がない。
不服申立て年月日	平成28年3月17日
諮問年月日	平成28年4月12日
答申年月日	—
答申内容	(審議中)
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第112号)	③不服申立て事案についての諮問
	「平成27年度児童手当・特例給付認定請求書一式」の保有個人情報開示請求
実 施 機 関	福岡市長（東区保健福祉センター子育て支援課）
決 定 年 月 日	平成28年1月12日
非 開 示 理 由	第20条第2号, 第6号 ・開示請求者である子本人以外の個人に関する情報であるため。 ・事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成28年4月5日
諮 問 年 月 日	平成28年4月25日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	(審議中)
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第113号)	③不服申立て事案についての諮問
	「亡母の霊園利用に係る承継申請関係書類」の一部開示決定処分及び非開示決定処分に対する審査請求
実 施 機 関	福岡市長（住宅都市局みどりのまち推進部みどり運営課）
決 定 年 月 日	平成28年5月18日
非 開 示 理 由	一部開示決定 第20条第2号 ・開示請求に係る保有個人情報の中に、本人以外の第三者（個人）の情報が含まれており、第三者にかかわる情報を本人に開示することにより、当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあるため。 非開示決定 ・経緯を記録した書類が存在しないため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成28年8月15日
諮 問 年 月 日	平成28年8月26日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	(審議中)
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第114号)	③不服申立て事案についての諮問
	勤務成績評定票の一部開示決定処分に対する審査請求
実 施 機 関	福岡市長（総務企画局人事部人事課）
決 定 年 月 日	平成28年8月5日
非 開 示 理 由	第20条第6号 人事管理に係る業務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成28年8月23日
諮 問 年 月 日	平成28年9月21日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	(審議中)
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (諮問第115号)	③不服申立て事案についての諮問
	「亡母の霊園利用に係る承継申請関係書類」の一部開示決定処分及び非開示決定処分に対する審査請求
実 施 機 関	福岡市長（住宅都市局みどりのまち推進部みどり運営課）
決 定 年 月 日	平成28年7月13日
非 開 示 理 由	一部開示決定 第20条第2号 ・ 開示請求に係る保有個人情報の中に、本人以外の第三者（個人）の情報が含まれており、第三者に関する情報を本人に開示することにより、当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあるため。 非開示決定 ・ 文書保存年限（5年）の経過により、破棄済であるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成28年9月27日
諮 問 年 月 日	平成28年10月18日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	(審議中)
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮問の概要 (諮問第116号)	③不服申立て事案についての諮問
	「陳述録取書」の一部開示決定処分に対する審査請求
実施機関	教育委員会（総務部教職員課）
決定年月日	平成28年7月14日
非開示理由	第20条第2号，第6号 ・開示請求者以外の個人に関する情報であつて，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの。 ・人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの。
不服申立て年月日	平成28年10月13日
諮問年月日	平成28年11月10日
答申年月日	—
答申内容	—
裁決・決定年月日	平成29年2月14日
裁決・決定内容	認容

諮問の概要 (諮問第118号)	③不服申立て事案についての諮問
	「国民健康保険に係る情報の一切」の一部開示決定処分に対する審査請求
実施機関	福岡市長（中央区市民部保険年金課）
決定年月日	平成28年10月24日
非開示理由	第20条第2，3，6号 ・請求者以外の個人情報が含まれるため。 ・法人たるシステム開発業者が保有する事業情報が含まれているため。 ・円滑な徴収業務に支障を来たす高い蓋然性があるため。
不服申立て年月日	平成28年12月2日
諮問年月日	平成28年12月28日
答申年月日	—
答申内容	(審議中)
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

<p>諮 問 の 概 要 (諮問第123号)</p>	<p>③不服申立て事案についての諮問</p> <hr/> <p>「不正手続きに係る告発等の書類」の保有個人情報開示請求却下決定処分に対する審査請求</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>福岡市長（東区市民部市民課）</p>
<p>決 定 年 月 日</p>	<p>平成29年2月13日</p>
<p>却 下 理 由</p>	<p>第70条第2項 ・開示請求に係る保有個人情報は、開示請求等の適用対象外であるため。</p>
<p>不 服 申 立 て 年 月 日</p>	<p>平成29年2月20日</p>
<p>諮 問 年 月 日</p>	<p>平成29年4月4日</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>—</p>
<p>答 申 内 容</p>	<p>(審議中)</p>
<p>裁 決 ・ 決 定 年 月 日</p>	<p>—</p>
<p>裁 決 ・ 決 定 内 容</p>	<p>—</p>

④について、平成28年度に審議会で処理したもの等の概要は表9のとおりです。

表9

諮問の概要 (諮問第119号)	④個人情報保護制度の運用に関する重要事項についての諮問
	国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検について
実施機関	福岡市長
諮問年月日	平成28年12月27日
答申年月日	平成29年1月18日
答申内容	適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載内容は保護評価指針に定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。

諮問の概要 (諮問第120号)	④個人情報保護制度の運用に関する重要事項についての諮問
	予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検について
実施機関	福岡市長
諮問年月日	平成28年12月27日
答申年月日	平成29年1月18日
答申内容	適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載内容は保護評価指針に定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。

諮問の概要 (諮問第121号)	④個人情報保護制度の運用に関する重要事項についての諮問
	後期高齢者医療に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検について
実施機関	福岡市長
諮問年月日	平成29年1月4日
答申年月日	平成29年1月18日
答申内容	適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載内容は保護評価指針に定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。

<p>諮 問 の 概 要 (諮問第122号)</p>	<p>④個人情報保護制度の運用に関する重要事項についての諮問</p> <hr/> <p>介護保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検について</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>福岡市長</p>
<p>諮 問 年 月 日</p>	<p>平成29年1月11日</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成29年1月18日</p>
<p>答 申 内 容</p>	<p>適合性及び妥当性の観点から審査した結果，その記載内容は保護評価指針に定める実施手順に適合し，妥当であると判断する。</p>

7 個人情報の取扱いに関する個人情報保護審議会への報告・照会・諮問等の状況

個人情報の取扱いについて審議会の意見を聴く場合は、「個人情報保護事務取扱要綱第24 個人情報の公益上の取扱いに関する事務処理」の定めるところにより行っています。

(1) 公益上の取扱いに関する基準に定める類型に該当する事案

個人情報の取扱いを行った後に、原則として審議会へ事後の報告を行う。報告があったものの概要については表10のとおりです。

表10

(報告事案68号) 取扱いの概要	<p>平成27年度子育て世帯臨時特例給付金は支給要件として、特定日時点の児童手当受給者を対象とした制度になっている。申請書配布対象の特定において、児童手当受給者情報を利用するが、当該取扱いが目的外利用にあたる。児童手当認定と子育て世帯臨時特例給付金判定間の調整、及び、情報の正確性・客観性を確保し適切かつ公平な案内を行うために個人情報を相互に利用・提供することが必要であり、当該取扱いは、「類型3a(1)分類ア 該当事例及び解説(ウ) 給付、助成、貸付等の類似の制度間での調整が必要な場合」に該当すると考える。</p> <p>また、給付金の案内のために、基礎的情報に限って利用することとし、当該取扱いは「類型3a(2)分類ア 該当事例及び解説(ア) 本人への通知又は案内のために、利用目的に関連して、住所、氏名等の基礎的な情報に限って、利用・提供する場合」にも該当するものとする。</p>
実施機関	福岡市長(こども未来局こども部こども家庭課)
報告年月日	平成28年3月31日
該当する基準の類型	【類型:3a】【区分:(1)】【分類:ア】【該当事例及び解説:(ウ)】 【類型:3a】【区分:(2)】【分類:ア】【該当事例及び解説:(ア)】
収集先(利用させる課)	こども未来局こども部こども家庭課(児童手当担当)
提供先(利用する課)	こども未来局こども部こども家庭課(子育て世帯臨時特例給付金担当)

(報告事案69号) 取扱いの概要	<p>平成27年度子育て世帯臨時特例給付金は支給要件として、特定日時点の児童手当受給者を対象とした制度になっている。本給付金の支給対象者の特定において、児童手当受給者情報を利用するが、当該取扱いが目的外利用にあたる。児童手当認定と子育て世帯臨時特例給付金判定間の調整、及び、情報の正確性・客観性を確保し適切かつ至急な案内を行うために個人情報を相互に利用・提供することが必要であり、当該取扱いは、「類型3a(1)分類ア 該当事例及び解説(ウ) 給付、助成、貸付等の類似の制度間での調整が必要な場合」に該当すると考える。</p>
実施機関	福岡市長(こども未来局こども部こども家庭課)
報告年月日	平成28年3月31日
該当する基準の類型	【類型:3a】【区分:(1)】【分類:ア】【該当事例及び解説:(ウ)】
収集先(利用させる課)	総務企画局人事部人事課
提供先(利用する課)	こども未来局こども部こども家庭課(子育て世帯臨時特例給付金担当)

<p>(報告事案70号) 取 扱 い の 概 要</p>	<p>不動産登記法第14条において「登記所に備え付けるものとする地図（以下「14条地図」という。）は、一筆又は二筆以上の土地ごとに作成し、各土地の区画を明確にし、地番を表示するものとする。」と定められている。</p> <p>福岡法務局では、14条地図が備えられていない地域は「地図に準ずる図面」として公図（明治初期の地租改正事業の際に作成されたもの）が使用されており、もともと土地の実際の位置や区画を特定するために作成されたものではなく、土地の形状や面積に関しては現地と符合しないものがあり、境界争いの原因となるなどの問題が生じており、その問題解消のため、順次地図整備を実施している。</p> <p>※今回整備地域 博多区御供所町の全域、上呉服町及び冷泉町の一部の地域</p> <p>14条地図は、一筆ごとの土地について境界を確認し、正確な国家基準点を基礎とした測量を実施して、現地復元能力を有する正確な地図を作成するために法務省が全国的に推進している作業であり、地図が作成されると、登記した土地を現地において特定することが可能となり、災害等により土地の形状が変わっても境界を復元することができ、土地所有者の財産を保護することができる。</p> <p>また、本市においても、道路（官有地）と私有地の官民境界も明確となり、固定資産税の土地評価の適正化に寄与するなど、公益性が高いものである。</p> <p>福岡法務局では、地図作成に伴う土地の境界確認立ち会いのため文書による連絡を行うこととしているが、法務局で把握している住所は登記時点の住所であり、送付文書が不着になるなど事業に支障が出ていることから、本市固定資産税納税義務者の住所、氏名等について提供依頼されたものである。</p> <p>情報提供を行うことによって、土地所有者に立ち会いをお願いする案内文の送付に正確を期すことができるものである。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>福岡市長（博多区市民部課税課）</p>
<p>報 告 年 月 日</p>	<p>平成28年5月2日</p>
<p>該当する基準の類型</p>	<p>【類型：3b】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】</p>
<p>収集先（利用させる課）</p>	<p>博多区市民部課税課</p>
<p>提供先（利用する課）</p>	<p>福岡法務局</p>

<p>(報告事案71号) 取扱いの概要</p>	<p>不動産登記法第14条において「登記所に備え付けるものとする地図（以下「14条地図」という。）は、一筆又は二筆以上の土地ごとに作成し、各土地の区画を明確にし、地番を表示するものとする。」と定められている。</p> <p>福岡法務局では、14条地図が備えられていない地域は「地図に準ずる図面」として公図（明治初期の地租改正事業の際に作成されたもの）が使用されており、もともと土地の実際の位置や区画を特定するために作成されたものではなく、土地の形状や面積に関しては現地と符合しないものがあり、境界争い原因となるなどの問題が生じており、その問題解消のため、順次地図整備を実施している。</p> <p>※今回整備：南区井尻2丁目、3丁目の全部</p> <p>14条地図は、一筆ごとの土地について境界を確認し、正確な国家基準点を基礎とした測量を実施して、現地復元能力を有する正確な地図を作成するために法務省が全国的に推進している作業であり、地図が作成されると、登記した土地を現地において特定することが可能となり、災害等により土地の形状が変わっても境界を復元することができ、土地所有者の財産を保護することができる。</p> <p>また、本市においても、道路（官有地）と私有地の官民境界も明確となり、固定資産税の土地の評価の適正化に寄与するなど、公益性が高いものである。</p> <p>福岡法務局では、地図作成に伴う土地の境界確認の立ち会いのため文書による連絡を行うこととしているが、法務局で把握している住所は登記時点の住所であり、送付文書が不着になるなど事業に支障が出ていることから、本市の固定資産税納税義務者の住所、氏名等について提供依頼されたものである。</p> <p>情報提供を行うことによって、土地所有者に立ち会いをお願いする案内文の送付に正確を期すことができるものである。</p>
<p>実施機関</p>	<p>福岡市長（南区市民部課税課）</p>
<p>報告年月日</p>	<p>平成28年5月11日</p>
<p>該当する基準の類型</p>	<p>【類型：3b】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】</p>
<p>収集先（利用させる課）</p>	<p>南区市民部課税課</p>
<p>提供先（利用する課）</p>	<p>福岡法務局</p>

<p>(報告事案72号) 取扱いの概要</p>	<p>水道局においては、熊本地震で住宅を失い一時入居されている被災者（以下「被災者」という。）に対し、水道料金の支払い期限延長の実施により、被災者支援を行うこととしており、その対象者へ情報供与するため当該個人情報を取扱う必要がある。</p> <p>水道料金の納期限を過ぎても支払いがないお客さまに対しては、督促状を発送のうえ、指定期日内に納付がなければ給水停止の手続きを行うことになる。しかし、督促状発送時、当該個人情報をもとに被災者であることが確認できれば、「支払期限の延長の受付」の案内を同封し、本人の申し出を要件として支払期限延長の対応が可能となる。被災者へのきめ細やかな支援が求められるなか、当該個人情報の取扱い無くしては、真に支援を必要としている者に対し支援が行き届かない恐れがある。また、督促状を発するまでに至った被災者にとって支払の猶予は利益に他ならず、当該情報の取扱いにより被災者本人の権利利益を不当に害することはない。</p>
<p>実施機関</p>	<p>水道事業管理者（水道局総務部営業企画課）</p>
<p>報告年月日</p>	<p>平成28年5月16日</p>
<p>該当する基準の類型</p>	<p>【類型：3a】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】</p>
<p>収集先（利用させる課）</p>	<p>住宅都市局住宅部住宅管理課</p>
<p>提供先（利用する課）</p>	<p>水道局総務部営業企画課</p>

<p>(報告事案73号) 取扱いの概要</p>	<p>平成27年度臨時福祉給付金の申請書送付にあたり、視覚障がいのある者に対しては、本人が申請書を確実に受け取り、給付金の申請をすることができるよう、点字加工を施した封筒を使用し、かつ点字による案内を同封することとした。</p> <p>当該対応を行う対象者情報の入手については、給付金の確実な受け取りのため公益上の取り扱いを行う必要があるとして、情報を保有する各区福祉・介護保険課より、氏名、住所等の申請書送付に必要な、対象者特定にかかる最小限の項目について情報利用を行ったもの。</p>
<p>実施機関</p>	<p>福岡市長（保健福祉局総務部臨時給付金担当）</p>
<p>報告年月日</p>	<p>平成28年3月31日</p>
<p>該当する基準の類型</p>	<p>【類型：3a】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】</p>
<p>収集先（利用させる課）</p>	<p>各区福祉・介護保険課</p>
<p>提供先（利用する課）</p>	<p>保健福祉局総務部臨時給付金担当</p>

(報告事案74号) 取扱いの概要	日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められる認知症の入所者が多くを占める介護保険施設が、介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置することにより、可能な限り個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続することができるよう支援することを目的とされた日常生活継続支援加算等を行うために、その入所者の情報提供を求めたため、資料提供を行った。
実施機関	福岡市長（西区保健福祉センター福祉・介護保険課）
報告年月日	平成28年6月21日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(1)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	西区保健福祉センター福祉・介護保険課
提供先（利用する課）	介護保険施設

(報告事案75号) 取扱いの概要	要介護認定を受けている被保険者の家族から、本人の現在の状態を把握したいとの申し出があり、脳障がい本人の意思表示が困難であり、本人の不利益とはならないと考えられるため、提供を行った。
実施機関	福岡市長（城南区保健福祉センター福祉・介護保険課）
報告年月日	平成28年9月7日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(イ)】
収集先（利用させる課）	城南区保健福祉センター福祉・介護保険課
提供先（利用する課）	介護保険被保険者の家族

(報告事案76号) 取扱いの概要	被保険者の実妹に対し、更新認定の経緯を説明するとともに、資料の提供請求があったため、認知症等で本人の意思表示が困難であり、提供したもの。
実施機関	福岡市長（城南区保健福祉センター福祉・介護保険課）
報告年月日	平成28年9月7日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(イ)】
収集先（利用させる課）	城南区保健福祉センター福祉・介護保険課
提供先（利用する課）	介護保険被保険者の家族

(報告事案77号) 取扱いの概要	<p>平成28年11月15日に博多区難病講演会を開催する。今回の講演会のテーマが「突発性拡張型心筋症」であり、希少疾患である。講演会に多くの方に出席してもらう為、突発性拡張型心筋症の病名で特定医療費支給認定の申請をされた方に講演会の案内文を送付する。</p> <p>なお、該当者には特定医療費支給認定の継続申請案内文書に、講演会の案内を送付する旨の一文を入れている。また新規申請者には申請の際に口頭説明をし、文書を配布している。</p>
実施機関	福岡市長（東区保健福祉センター健康課）
報告年月日	平成28年9月15日
該当する基準の類型	【類型：3a】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	博多区保健福祉センター健康課
提供先（利用する課）	東区保健福祉センター健康課

(報告事案78号) 取扱いの概要	<p>平成28年12月6日に中央区難病講演会を開催する。今回の講演会のテーマが「多発性硬化症」であり、希少疾患である。講演会に多くの方に出席してもらう為、多発性硬化症の病名で特定医療費支給認定の申請をされた方に講演会の案内文を送付する。</p> <p>なお、該当者には特定医療費支給認定の継続申請案内文書に、講演会の案内を送付する旨の一文を入れている。また新規申請者には申請の際に口頭説明をし、文書を配布している。</p>
実施機関	福岡市長（東区保健福祉センター健康課）
報告年月日	平成28年10月18日
該当する基準の類型	【類型：3a】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	中央区保健福祉センター健康課
提供先（利用する課）	東区保健福祉センター健康課

(報告事案79号) 取扱いの概要	<p>福岡空港国内線旅客ターミナルへのアクセス改善及び国道3号空港口交差点の混雑緩和に資することを目的として、福岡空港関連自動車専用道路の都市計画画法及び環境影響評価法に基づく手続に着手している。</p> <p>道路構造としてトンネル及び掘削を検討していることから、環境影響評価法に基づく環境影響評価において、地下水位に影響を与える可能性があるため、地盤（地下水環境）について、調査、予測及び評価をすることとしている。</p> <p>地下水位の予測の手法等の検討には、周辺の地下水の利用状況を踏まえる必要があることから、周辺の井戸の利用状況について調べるもの。</p> <p>また、必要に応じ周辺の井戸において、水位調査などを行うもの。</p>
実施機関	福岡市長（住宅都市局都市計画部自動車専用道路担当）
報告年月日	平成28年11月16日
該当する基準の類型	【類型：3a】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)①】
収集先（利用させる課）	道路下水道局総務部下水道料金課
提供先（利用する課）	住宅都市局都市計画部自動車専用道路担当

(報告事案80号) 取扱いの概要	今回の認定結果に対し不服があり、調査結果を確認するために認定調査票(概況調査・基本調査)(特記事項)の提供を求めたため、資料提供を行った。 なお、認知症により本人の意思表示は困難であり、本人の長女に提供を行った。
実施機関	福岡市長(西区保健福祉センター福祉・介護保険課)
報告年月日	平成29年1月11日
該当する基準の類型	【類型:3b】【区分:(2)】【分類:ア】【該当事例及び解説:(イ)】
収集先(利用させる課)	西区保健福祉センター福祉・介護保険課
提供先(利用する課)	介護保険被保険者の家族

(報告事案81号) 取扱いの概要	福岡県保健医療介護部医療指導課より、平成29年1月17日付けで、「平成28年度医療費実地調査(会計検査院実施)」に係る資料提供の依頼があった。 当該調査の実施に当たっては、対象医療機関(福岡市立こども病院)の立入検査時点での医療従事者名簿が必要であるが、立入検査時点の情報については、検査を実施している東保健所しか有しておらず、東保健所からの情報提供を受けなければ、会計検査院の調査の実施が困難となるものである。 これに伴い、東保健所に情報の提供を別途依頼し、検査に不要な個人情報(医療従事者の登録年月日、登録番号、入職年月日)を除き、相手方に提供したものである。
実施機関	福岡市長(保健福祉局健康医療部地域医療課)
報告年月日	平成29年1月24日
該当する基準の類型	【類型:3b】【区分:(3)】【分類:ア】【該当事例及び解説:(ア)①】
収集先(利用させる課)	東区保健福祉センター健康課
提供先(利用する課)	保健福祉局健康医療部地域医療課

(報告事82号) 取扱いの概要	要介護認定を受けている被保険者の家族から、本人の現在の状態を把握したいとの申し出があり、認知症で本人の意思表示が困難であり、本人の不利益とはならないと考えられるため、提供を行った。
実施機関	福岡市長(城南区保健福祉センター福祉・介護保険課)
報告年月日	平成29年2月28日
該当する基準の類型	【類型:3b】【区分:(2)】【分類:ア】【該当事例及び解説:(イ)】
収集先(利用させる課)	城南区保健福祉センター福祉・介護保険課
提供先(利用する課)	介護保険被保険者の家族

(2) 公益上の取扱いに関する基準に定める類型に準じる事案

個人情報の取扱いについて、審議会会長の意見を聴くこととし、会長専決により処理を行います。審議会会長に照会があったものの概要については表11のとおりです。

表 1 1

(照会事案第39号) 取 扱 い の 概 要	① 施設入所等児童等に係る情報 臨時福祉給付金及び障害・遺族基礎年金受給者向け臨時福祉給付金（以下、両給付金をあわせて「給付金」）は、基準日における住民票所在市町村が支給するが、国で定める「施設入所等児童等」に該当する者については、本人への確実な給付を目的として、住民票所在市町村ではなく施設等所在市町村から支給することとなっており、対象者への申請案内等については、その居所である施設等に送付する必要があるところ、当該施設等所管課が保有する入所者情報を元に申請案内を送付することで、対象者個々に給付金の案内を行うことができるとともに、その後の申請勧奨を行うことで確実な給付金の支給につながるなど、本人の不利益とはならないことから当該情報を利用するもの。 ② 措置入所等障がい者・高齢者に係る情報 国で定める「措置入所等障がい者・高齢者」に該当する者にかかる給付金は、その養護者によって代理申請が行われないようにする配慮が必要とされ、本人へ確実に給付金を支給するため、申請案内等を居所である施設等に発送する必要があるところ、上記①と同様の理由により、当該施設等所管課が保有する入所者情報を利用するもの。
照 会 年 月 日	平成28年6月8日
準 じ る 基 準 の 類 型	【類型：3a】【区分：(2)】【分類：ア】
収集先（利用させる課）	① こども未来局こども家庭課・同こども発達支援課・保健福祉局障がい者施設支援課 ② 保健福祉局障がい者施設支援課・同高齢者サービス支援課
提供先（利用する課）	保健福祉局総務部課長（臨時福祉給付金担当）
回 答 年 月 日	平成28年6月14日
会 長 意 見	本件については、公益上の必要性が認められることから、目的外利用をして差し支えない。 ただし、施設等入所者情報は、その居所が外部に明らかになること自体、本人に多大な不利益が生じることも想定されるため、その取扱いにあたっては、例えば、当該情報のデータにパスワード設定を施す、当該情報へのアクセス権限を持つ職員を限定する、外部とのインターネット回線が接続されていない専用端末で管理するなど、情報の管理を厳正に行うとともに、その利用にあたっては、慎重かつ適正に行うよう十分配慮すること。

<p>(照会事案第40号) 取 扱 い の 概 要</p>	<p>臨時福祉給付金及び障害・遺族基礎年金受給者向け臨時福祉給付金（以下、両給付金をあわせて「給付金」）は、基準日における住民票所在市町村が支給するが、国で定める「施設入所等児童等」に該当する者については、本人への確実な給付を目的として、住民票所在市町村ではなく施設所在市町村から支給することとなっている。</p> <p>このため、複数自治体からの二重給付の防止や、対象者以外から給付金の代理申請が行われることにより本人に不利益が生じることを防止するなど、確実に対象者本人に給付金を給付する観点から、当該児童等の入所措置等を行った自治体は、住民票所在市町村に対しては支給停止依頼を、施設所在市町村に対しては支給依頼の連絡を行うなど、関係市町村への連絡調整を行う必要があることから、本市が入所措置等を行った児童等について、住民票所在市町村と施設所在市町村への情報提供を行うもの。</p>
<p>照 会 年 月 日</p>	<p>平成28年6月8日</p>
<p>準 じ る 基 準 の 類 型</p>	<p>【類型：3b】【区分：(3)】【分類：ア】</p>
<p>収 集 先 (利 用 さ せ る 課)</p>	<p>保健福祉局総務部臨時福祉給付金担当</p>
<p>提 供 先 (利 用 す る 課)</p>	<p>当該児童の住民票所在市町村・当該児童の施設所在市町村</p>
<p>回 答 年 月 日</p>	<p>平成28年6月14日</p>
<p>会 長 意 見</p>	<p>本件については、公益上の必要性が認められることから、目的外提供をして差し支えない。</p> <p>ただし、施設等入所者情報は、その居所が外部に明らかになること自体、本人に多大な不利益が生じることも想定されるため、その取扱いにあたっては、例えば、当該情報のデータにパスワード設定を施す、当該情報へのアクセス権限を持つ職員を限定する、外部とのインターネット回線が接続されていない専用端末で管理するなど、情報の管理を厳正に行うとともに、その提供にあたっては、慎重かつ適正に行うよう十分配慮すること。</p>

<p>(照会事案第41号) 取扱いの概要</p>	<p>臨時福祉給付金及び障害・遺族基礎年金受給者向け臨時福祉給付金（以下、両給付金をあわせて「給付金」）は、基準日における住民票所在市町村が支給するが、国で定める「施設入所等児童等」に該当する者については、本人への確実な給付を目的として、住民票所在市町村ではなく施設所在市町村から支給することとなっている</p> <p>このため、複数自治体からの二重給付の防止や、対象者以外から給付金の代理申請が行われることにより本人に不利益が生じることを防止するなど、確実に対象者本人に給付金を給付する観点から、当該児童等の入所措置等を行った自治体は、住民票所在市町村に対しては支給停止依頼を、施設所在市町村に対しては支給依頼の連絡を行うなど、関係市町村への連絡調整を行う必要があることから、本市以外の自治体が当該児童等の入所措置等を行った場合で、本市が当該児童等の住民票所在市町村または施設所在市町村である場合は、当該児童等の入所措置等を行った自治体から入所児童等に係る情報を収集するもの。</p>
<p>照会年月日</p>	<p>平成28年6月8日</p>
<p>準じる基準の類型</p>	<p>【類型：1】【区分：(3)】【分類：ア】</p>
<p>収集先（利用させる課）</p>	<p>当該児童の入所措置等実施自治体</p>
<p>提供先（利用する課）</p>	<p>保健福祉局総務部臨時福祉給付金担当</p>
<p>回答年月日</p>	<p>平成28年6月14日</p>
<p>会長意見</p>	<p>本件については、公益上の必要性が認められることから、本人外収集をして差し支えない。</p> <p>ただし、施設等入所者情報は、その居所が外部に明らかになること自体、本人に多大な不利益が生じることも想定されるため、その取扱いにあたっては、例えば、当該情報のデータにパスワード設定を施す、当該情報へのアクセス権限を持つ職員を限定する、外部とのインターネット回線が接続されていない専用端末で管理するなど、情報の管理を厳正に行うとともに、その利用にあたっては、慎重かつ適正に行うよう十分配慮すること。</p>

<p>(照会事案第42号) 取 扱 い の 概 要</p>	<p>障害・遺族基礎年金受給者向け臨時福祉給付金（以下「給付金」という。）は、基準日における住民票所在市町村が支給するが、国で定める「施設入所等児童等」に該当する者については、本人への確実な給付を目的として、住民票所在市町村ではなく施設所在市町村から支給することとなるため、当該入所児童等の入所措置等を行った自治体は、住民票所在市町村に対しては支給停止依頼を、施設所在市町村に対しては支給依頼の連絡を行うこととなる。</p> <p>一方、給付金の該当性有無の確認のために日本年金機構から送付される「年金受給者データ」については、対象者の5月18日時点の住所地へ送付されるため、当該所在地が児童等の施設所在市町村と異なる場合は、施設所在市町村において給付金の該当性を確認できず、確実な給付ができない恐れがある。</p> <p>ついては、施設所在市町村において確実な給付を行うため、本市が児童等の住民票所在市町村であり、かつ当該児童等にかかる年金受給者データを保有している場合は、当該データを連絡調整窓口である入所措置等実施自治体へ提供するもの（上記において、本市が住民票所在市町村かつ入所措置等実施自治体である場合は直接、施設所在市町村へ提供する）。</p>
<p>照 会 年 月 日</p>	<p>平成28年6月20日</p>
<p>準 じ る 基 準 の 類 型</p>	<p>【類型：3b】【区分：(3)】【分類：ア】</p>
<p>収 集 先 (利 用 さ せ る 課)</p>	<p>保健福祉局総務部臨時福祉給付金担当</p>
<p>提 供 先 (利 用 す る 課)</p>	<p>当該児童の入所措置等実施自治体、当該児童の施設所在市町村</p>
<p>回 答 年 月 日</p>	<p>平成28年6月22日</p>
<p>会 長 意 見</p>	<p>本件については、公益上の必要性が認められることから、本人外収集をして差し支えない。</p> <p>ただし、施設等入所者情報は、その居所が外部に明らかになること自体、本人に多大な不利益が生じることも想定されるため、その取扱いにあたっては、例えば、当該情報のデータにパスワード設定を施す、当該情報へのアクセス権限を持つ職員を限定する、外部とのインターネット回線が接続されていない専用端末で管理するなど、情報の管理を厳正に行うとともに、その利用にあたっては、慎重かつ適正に行うよう十分配慮すること。</p>

<p>(照会事案第43号) 取 扱 い の 概 要</p>	<p>障害・遺族基礎年金受給者向け臨時福祉給付金（以下「給付金」という。）は、基準日における住民票所在市町村が支給するが、国で定める「施設入所等児童等」に該当する者については、本人への確実な給付を目的として、住民票所在市町村ではなく施設所在市町村から支給することとなるため、当該入所児童等の入所措置等を行った自治体は、住民票所在市町村に対しては支給停止依頼を、施設所在市町村に対しては支給依頼の連絡を行うこととなる。</p> <p>一方、給付金の該当性有無の確認のために日本年金機構から送付される「年金受給者データ」については、対象者の5月18日時点の住所地へ送付されるため、当該所在地が児童等の施設所在市町村と異なる場合は、施設所在市町村において給付金の該当性を確認できず、確実な給付ができない恐れがある。</p> <p>については、施設所在市町村において確実な給付を行うため、住民票所在市町村が当該児童等にかかる年金受給者データを保有している場合において、本市が児童等の施設所在市町村である場合は、当該データを連絡調整窓口である入所措置等実施自治体から収集し、本市が児童等の入所措置等実施自治体である場合は当該データを施設所在市町村へ提供するため、住民票所在市町村から収集するもの。</p>
<p>照 会 年 月 日</p>	<p>平成28年6月20日</p>
<p>準 じ る 基 準 の 類 型</p>	<p>【類型：1】【区分：(3)】【分類：ア】</p>
<p>収 集 先 (利 用 さ せ る 課)</p>	<p>当該児童の入所措置等実施自治体、当該児童の施設所在市町村</p>
<p>提 供 先 (利 用 す る 課)</p>	<p>保健福祉局総務部臨時福祉給付金担当</p>
<p>回 答 年 月 日</p>	<p>平成28年6月22日</p>
<p>会 長 意 見</p>	<p>本件については、公益上の必要性が認められることから、本人外収集をして差し支えない。</p> <p>ただし、施設等入所者情報は、その居所が外部に明らかになること自体、本人に多大な不利益が生じることも想定されるため、その取扱いにあたっては、例えば、当該情報のデータにパスワード設定を施す、当該情報へのアクセス権限を持つ職員を限定する、外部とのインターネット回線が接続されていない専用端末で管理するなど、情報の管理を厳正に行うとともに、その利用にあたっては、慎重かつ適正に行うよう十分配慮すること。</p>

(3) 上記の(1)(2)に該当しない事案

個人情報の取扱について、審議会へ諮問してその意見を聴くこととなっています。平成28年度に諮問があったものの概要については表12のとおりです。

表12

諮問の概要 (諮問第117号)	身元が不明なまま生活保護を受給している方(被保護者)のうち、本人から同意が得られる場合は、警察へ情報提供を行っているが、認知症等の場合で意思疎通ができず、同意を得ることができない場合も、公益上の必要性があると判断し、警察に情報提供を行いたい。 また、被保護者に限らず、生活保護を申請中の方(要保護者)についても、同様に、公益上の必要性があると判断し、警察に情報提供を行いたい。
実施機関	福岡市長(保健福祉局総務部保護課)
諮問年月日	平成28年11月14日
答申年月日	平成28年11月30日
答申内容	身元が不明な被保護者及び要保護者のうち、意思疎通ができない者に係る情報の警察への提供については、公益上の必要性が認められるものと判断する。 なお、個人情報の保護の観点に留意し、遺漏なきよう運用されることを要望する。

8 個人情報の漏えい等の状況

平成28年度に報告された、個人情報の漏えい等の事案の件数は、表13のとおりです。

表13

(単位：件)

		漏えい等事案の件数							
		総件数	発生形態別						
			誤送付	誤交付	誤廃棄	紛失	ネット流出	盗難	その他
		82	41	10	1	12	1	0	17
規模別	1～5人	40	10	1	7	1	0	15	
	6～50人	1	0	0	5	0	0	2	
	51～100人	0	0	0	0	0	0	0	
	101～1000人	0	0	0	0	0	0	0	
	1001人以上	0	0	0	0	0	0	0	
	不明	0	0	0	0	0	0	0	

上記の主な内容

- ・平成28年6月 氏名 1名分、住所・氏名 2名分
生活保護受給者の親族への文書が誤配され、また封緘不備により封が開いた状態で送付されたもの。
- ・平成28年7月 氏名、部署名、電話番号 1名分
統計調査員が回収済みの経済センサス調査票（1枚）を紛失したもの。
- ・平成28年11月 児童の写真 31名分
小学校の担任が社会科見学に行った際、児童の写真が記録された学校備品のデジタルカメラを紛失したもの。
- ・平成28年12月 児童生徒の療育相談記録 8名分
特別支援学校の教諭が、私物のUSBメモリに児童生徒の療育相談の記録を保存し、自宅へ持ち帰り紛失したもの。（当該教諭は戒告【職員の規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分】処分となった。）
- ・平成29年2月 児童の姓 32名分
小学校で体育の授業中、児童の姓が記載された学級の仕事分担等の当番表が風で飛ばされ、紛失したもの。